

令和7年度から
経産婦等を含む対象者へ拡大

瀬戸市・尾張旭市



風しん予防接種費用の助成について

妊娠中の女性が風しんにかかると、生まれてくる赤ちゃんに心臓の疾患や難聴、白内障など（先天性風しん症候群）が生じる可能性があります。

瀬戸市・尾張旭市では、「先天性風しん症候群」を予防するため、令和7年度から対象者を経産婦やその配偶者まで拡大し、風しん予防接種費用の一部を助成します。

対象者

瀬戸市または尾張旭市に住民登録のある以下のすべてに該当する方

- ①風しん抗体検査を受け、抗体が十分でないと判断された方
（予防接種の日から遡って1年以内の結果に限る）
- ②妊娠を希望する女性（妊婦を除く）及びその配偶者または妊婦の配偶者
- ③過去に風しんの予防接種費用の同様の助成を受けたことがない方

※風疹にかかったことのある方は、助成対象外です。

※愛知県は風しん抗体検査事業を行っています。

詳細は事前に瀬戸保健所（0561-82-2196）へお問い合わせください。

予防接種の受け方と申請方法

- ①予防接種を受ける実施医療機関に予約する。
- ②予約した医療機関に風しん抗体検査の結果が確認できる書類（原本）を提示し、接種後に予防接種費用全額を支払う。
- ③住所地の健康課で助成金の請求手続きをする。

【手続きに必要なもの】

- ・風しん予防接種費用助成金交付申請書、請求書（各市HPでダウンロード可）
- ・風しん抗体検査の結果が確認できるもの
- ・予防接種の記録が記載されているもの（予診票等）（瀬戸市）
- ・領収書原本（被接種者氏名、ワクチン名、接種費用、接種日が明記）
- ・本人名義の振込先口座のわかるもの（生活保護世帯のみ）受給証明書等の写し

助成額

<1人1回限り>
接種費用の一部として
上限5,000円

※生活保護世帯の方は全額助成

申請期限

予防接種後、速やかに
申請をお願いします。
【年度末（3/31）まで】

問い合わせ先

- ・瀬戸市健康福祉部健康課
0561-85-5511
- ・尾張旭市健康福祉部健康課
0561-55-6800